

弁護士会費の逆進性



監事 殷 勇基 (48期)

日本では、弁護士会費は定額制です。会員の収入の多寡を問わないため、いわゆる「逆進性」の問題があります。他方、諸外国では、会員の収入に応じた会費の形態を採っている例もあるといえます。

実際には、例えば東弁では、1年目から4年目の若手会員については会費が減額されています（格差会費。毎月1万円～2万円に減額）。傷病等による会費免除制度もあり、（傷病等ではなく）経済的理由等による会費納入猶予制度の導入について議論中です。日弁連でも、格差会費や、77歳以上の会員についての会費免除制度が導入されています。

税制でいうなら、能力に関係なく利益に応じた負担か（応益負担）、受ける利益に関係なく能力に応じた負担か（応能負担）、ということですが、一律定額制となると、むかしの

「人頭税」（単純頭割りの税）に似て、逆進性が強いといえます。免除や、猶予制度はこの逆進性を逆の方向から（少し）緩和するものといえます。

若手会員（65期・66期）の就業状況等に関して日弁連が昨年、行ったアンケート調査によると（送付数3618名。有効回答数990名。回収率27.4%）、登録取消を考えたことがある会員が177名、うち会費負担が重いからとする会員が92名。2014年の年額所得（見込み）400万円未満の総計は307名（31.1%）ということでした。格差会費の結果、1年目の会員が支払う会費（東弁と日弁連。臨時会費・特別会費含む）は毎月2万2000円です。少し前までなら、弁護士会の法律相談や、国選などを担当すれば、この程度は捻出できたのではないかと思います。それも難しくなってきたらと思われそうです。

財政基盤の確立と魅力ある弁護士会



監事 長谷部 修 (48期)

弁護士会は公益法人ですが、公共性を強調するあまり、会財政を無視するようでは会の運営は成り立ちません。現在、当会を含め弁護士会は岐路に立っていると思います。それは、司法試験の合格者が飛躍的に増え、その結果、経済的な問題を始め多くの問題を抱えている弁護士が増えていると思われるからです。例えば、会費の支払いが苦しいため会費滞納者が増えています。また、破産管財人の負担金も見直しが予定されていますし、法律相談センターの収入も減っています。このように収入が減少する一方、弁護士会の委員会等の活動領域の拡大、若手支援を含めた業務支援等の弁護士会の役割が増大しています。

そこで、会の財政の基礎をどこに求めるかという、弁

護士会が公益法人であることから、会員から徴収する会費に財政の基盤を置くのが基本であり、会員から各種負担金を徴収するというのは副次的なものであると考えています。そのためには、多くの新人弁護士が東京弁護士会への入会を希望するよう、当会がより一層魅力ある弁護士会に育つことが必要であると思います。このように、魅力ある弁護士会、会員の増加、会費収入の増加というように、魅力ある弁護士会と財政基盤の確立とは因果関係があるものと考えています。そこで、財政基盤を確固たるものにするため、年度単位の予算・決算の作成以外に、毎年の執行部の連続性を前提に、魅力ある弁護士会に成長するための政策を継続することが重要であると思っています。